

山口厚名誉教授が、令和7年春の叙勲で旭日大綬章を受章されました。

山口先生は、昭和51年、東京大学法学部助手に採用されて以来、法学政治学研究科長・法学部長の在任期間も含めて、40年以上にわたり、研究・教育・大学行政、その他多方面において目覚ましい業績をあげられ、さらに、平成29年から令和5年までは、最高裁判所判事を務められました。この度の受章では、「多年にわたり大学教授として教育に尽力するとともに、刑法の研究に優れた業績を挙げ、学術の発展に貢献した」こと、および、「最高裁判所判事としてその重責を果たすとともに、我が国司法制度の発展に貢献した」ことが、功勞として挙げられています。



研究面においては、刑法学の領域を中心に幅広く問題の探究に努め、極めて多数の論考を発表してこられました。

第一作である『危険犯の研究』（昭和57年）では、犯罪を科学的に分析して理論構成するという観点、一般人の常識的感覚からも乖離しないように調整する柔軟性、そして、条文を重視しつつも常に実質的な処罰根拠を追求する徹底した姿勢が示され、その後に発表された論考でもそれを同様に貫かれて、山口刑法学に対する強固な支持を基礎づけています。主要な著作は、刑法総論および各論の重要論点を網羅した『問題探究刑法総論』（平成10年）および『問題探究刑法各論』（平成11年）であり、また、体系書としての『刑法総論』（初版・平成13年～第4版・令和7年刊行予定）および『刑法各論』（初版・平成15年～第3版・令和6年）です。これらに到底取りきれない他の諸論文も含め、山口刑法学の学問的価値は、個々の論点について示された鮮やかな解決の数々もさることながら、規範的に正当化できる理論かどうかを徹底して追究する一貫した姿勢にあります。

学界での支持を受けて、先生は、日本刑法学会の理事を21年間、平成21年からは理事長を2期にわたって務められました。

教育面では、本学部・本研究科において、長年にわたり刑法第1部・第2部、刑事学、上級刑法等の講義および演習を担当されるとともに、多くの後進の育成にあたられました。注目されるのは、山口ゼミから刑法学以外の研究者も数多く輩出していることです。山口刑法学の影響は、学界はもちろんのこと、法学部・法科大学院でその薫陶を受けた多くの者を通じて、司法・行政・立法の各実務界にも広く及んでいます。他大学での教育活動も積極的に行われ、客員教授や非常勤講師を務められた大学の数は、海外も含めて2桁に達しました。

先生は、法科大学院における法曹養成のほか、司法試験考査委員や司法試験委員会委員長等として20年以上にわたり新旧司法試験制度を支え、司法制度改革の一翼を担われましたが、司法制度の発展に最も直接的に寄与されたのは、最高裁判所判事として活躍された約7年間です。在任中は、刑事事件に限らない膨大な数の事件を処理される中で、最高裁判所民事・刑事判例集掲載の最高裁判例17件について裁判長を務められたほか、4件の補足意見を書かれています。加えて、刑事上告事件において2件の反対意見も残されており、規範的に正当化できるかどうかを徹底して追究する姿勢を、法律実務の最前線でも貫徹されていたことが強く窺われるところです。

山口厚先生のこの度のご受章を心よりお祝い申し上げますとともに、再び戻られた学界においてのますますのご活躍とご健勝を祈念いたします。

(大学院法学政治学研究科・法学部 和田俊憲)